

# 資料4-1 条例改正案

## (案)

議案第 号

丸亀市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
丸亀市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のとおり改正したい。

令和3年 月 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

丸亀市固定資産評価審査委員会条例(平成17年条例第15号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

|                                 | 改正後 | 改正前   |
|---------------------------------|-----|---|
| (審査の申出)                         |     | (審査の申出)   |
| 第4条 略                           |     | 第4条 略   |
| 2・3 略                           |     | 2・3 略   |
| (削る)                            |     | 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。 |
| 4 略                             |     | 5 略   |
| 5 略                             |     | 6 略   |
| (口頭審理)                          |     | (口頭審理)  |
| 第8条 略                           |     | 第8条 略   |
| 2~4 略                           |     | 2~4 略   |
| 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |     | 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。  |
| (1)~(3) 略                       |     | (1)~(3) 略   |
| 6~8 略                           |     | 6~8 略   |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

# (案)

## 提 案 理 由

### 議案第 号

丸亀市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政手続における市民の負担を軽減し、市民の利便性の向上を図ることを目的に、届出等の押印義務を見直すため、必要の改正を行うものであります。

# 資料4-2 現行条例

## ○丸亀市固定資産評価審査委員会条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 15 号)

改正 平成 28 年 3 月 29 日条例第 15 号

### 丸亀市固定資産評価審査委員会条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 436 条の規定に基づき、丸亀市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (委員長)

第 2 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
- 3 委員長は、この条例及び委員会の定めるところによって、その職務を行う。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。
- 5 委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任することを妨げない。

#### (書記)

第 3 条 委員会に、書記を置く。

- 2 書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。
- 3 書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

#### (審査の申出)

第 4 条 法第 432 条の規定による審査の申出は、審査申出書正副 2 通を委員会に提出して行わなければならない。

- 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - (2) 審査の申出に係る処分の内容
  - (3) 審査の申出の趣旨及び理由
  - (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
  - (5) 審査の申出の年月日
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、

その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

- 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。
- 5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。
- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(審査申出書の受理及び却下)

第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。

- 2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合(前項の規定により補正された場合を含む。)においては、これを受理しなければならない。
- 4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ通知しなければならない。

(審理)

第6条 委員会は、審査申出書を受理したときは、市長に対し審査申出書の副本を送付し、期限を定めて、弁明書正副2通の提出を求めるものとする。

- 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本を送付しなければならない。
- 3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 意見の内容

(3) その他必要な事項

(口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1) 提出者の住所及び氏名

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 審理の場所及び年月日

(3) 出席した関係者の住所及び氏名

(4) 審理の要領

(5) その他必要な事項

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 調査の場所及び年月日

(3) 調査の結果

(4) その他必要な事項

(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に参与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 会議の場所及び年月日

(3) 会議の要領

(4) その他必要な事項

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 法第433条第12項の規定による通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第12条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

(関係者に対する費用の弁償)

第 13 条 法第 433 条第 7 項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して丸亀市実費弁償条例(平成 17 年条例第 45 号)の規定により実費弁償を支給するものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、委員会が規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、合併前の丸亀市固定資産評価審査委員会条例(昭和 38 年丸亀市条例第 1 号)、固定資産評価審査委員会条例(昭和 34 年綾歌町条例第 31 号)又は固定資産評価審査委員会条例(昭和 31 年飯山町条例第 10 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日条例第 15 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(最初の委員の任期)

第 2 条 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年条例第 42 号)の一部を次のように改正する。 次のよう略

(丸亀市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 4 条 丸亀市固定資産評価審査委員会条例(平成 17 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。 次のよう略

(丸亀市行政手續条例の一部改正)

第 5 条 丸亀市行政手續条例の一部を次のように改正する。 次のよう略

(丸亀市情報公開条例の一部改正)

第6条 丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。 次のよう略

(丸亀市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 丸亀市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)の一部を次のように改正する。 次のよう略

(丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第8条 丸亀市消防団員等公務災害補償条例(平成17年条例第175号)の一部を次のように改正する。 次のよう略